

# 栃木県「道の駅」連絡協議会 会 則

(目 的)

第1条 本会は、栃木県内の道の駅の相互の情報交換等を行うことで、施設利用者に対するサービスの向上を図り、併せて、地域振興に資することを目的とする。

(名 称)

第2条 本会は、栃木県道の駅連絡協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(事 務 局)

第3条 本会の事務局は、栃木県中小企業団体中央会内に置く。

2.事務局は、各会員の連絡調整や関東「道の駅」連絡会の連絡窓口を行う。

(事 業)

第4条 本会は、第1条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. 道の駅相互間の情報と意見の交換
2. 行政及び関連機関との連絡調整
3. 栃木県内の道の駅の振興に関する事業
4. 道の駅の運営及びサービスの向上を図るための調査、研究、講習会等の開催
5. 前各号の他、本協議会の目的達成のために必要な事業

(会 員)

第5条 本会の会員は、栃木県内の「道の駅」であって、関東「道の駅」連絡会の正会員、賛助会員をもって構成する。

(役員の数、選任及び職務)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監 事 1名

2. 役員は総会において選任する。

3. 会長は会の業務を執行する。

4. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

5. 監事は会の会計を監査する。

6. 役員は本会を代表して関東「道の駅」連絡会総会に出席し、その内容について会員に報告する。

(役員任期)

第7条 役員任期は、2年とする。ただし、再任は、妨げない。

2. 欠員のため補充された役員任期は、現任者の残任期間とする。

(総会の招集)

第8条 総会は、通常総会及び臨時総会とし、会長が招集する。

(総会の議事)

第9条 総会の議事は、出席者の過半数で決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(役員会)

第10条 役員会は、必要の都度開催する。

(経費)

第11条 本会の事業及び運営に要する経費は、会費及び補助金をもってあてる。

2. 会費の額、徴収方法は総会で定める。

(会計年度)

第12条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(会則の変更)

第13条 この会則の変更は総会の議決により行うものとする。

(補則)

第14条 この会則に定めるものの他、本協議会の運営に関し、必要な事項は役員会において協議する。

附則 この会則は、平成16年8月9日から施行する。